

平成21年5月13日

研究代表者各位

RIMS 研究集会等の実施方針について  
ー新型インフルエンザの流行を受けてー

京都大学数理解析研究所長  
藤 重 悟

このたびの新型インフルエンザの流行を受け、京都大学では別紙『新型インフルエンザに対する京都大学の方針（第3版）』のとおり決定されました。このことを受け、本数理解析研究所が実施するRIMS研究集会・共同研究・合宿型セミナー等の実施についても、この京都大学の方針に従うものとししますので、ご理解とご協力をお願いします。

研究集会等の実施に当たり、直接関係すると考えられる項目は別紙方針中の2. (1)～(5)および3. であり、この方針に従って、新型インフルエンザの蔓延国（別紙※1）から来日される研究者等については、入国日を含め以後4日間は感染防止措置（うがい、手洗い、マスク着用）を講じるとともに宿泊先で待機し、所定の間診票にて健康状況を報告していただきます。また、新型インフルエンザの発生国及び疑いのある国（別紙※2）から来日される研究者については、宿泊先での待機対象とはなっていませんが、所定の間診票にて健康状況の報告をお願いします。

これらの来訪予定者については、研究代表者が上記間診票の提出を要請するとともに、同人の健康状態などについて連絡を取り、万一インフルエンザの兆候が出た場合は、直ちにインフルエンザ対応方針に示された処置に関する関係先に連絡してその指示に従ってください。

なお、止むを得ない事情により、新型インフルエンザの蔓延国から入国後4日以内に講演等のため来学する必要がある場合は、該当日の前日までに間診票を提出いただき、保健管理センターが認めた場合に限り講演等を行うことができます。

最後になりましたが、現在本学では新型インフルエンザによる感染拡大を防止するために、対象国から来日される研究者等の情報把握に努めています。研究代表者にはお手数をおかけしますが、新型インフルエンザの発生国ならびに発生の疑いのある国から研究集会等への参加者が見込まれる場合は、事前に次の情報の提供をお願いします。（氏名／出発国／経由国／入国予定日／出国予定日）

京都大学の方針については、本学HPに随時更新情報が掲載されますのでこちらをご参考下さい。

京都大学 [http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/news\\_data/h/h1/news5/2009/090428\\_1.htm](http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/news_data/h/h1/news5/2009/090428_1.htm)

本件に関するご連絡先（間診票提出先）：

数理解析研究所共同利用掛  
TEL. 075-753-7206 FAX. 075-753-7272  
E-mail: kyodo@kurims.kyoto-u.ac.jp

平成21年5月12日  
各 部 局 長 殿

理 事 大 西 有 三

## 新型インフルエンザに対する本学の方針について（第3版）

このことについて、本日現在における本学としての海外渡航等に関する方針を、下記のとおり定めましたので、お知らせします。なお、本学の方針（第2版：平成21年5月8日付け）により、自宅待機（教職員は就業規則に基づく就業禁止）措置を受けている学生、教職員等のうち、今回の方針に基づくと本日から登校、就業可能となる場合については、発熱等の症状がある場合を除き、5月13日から登校、就業するよう周知願います。今後、国内での発生状況によっては、休業（休校）措置等を講じる場合がありますので、学生、教職員等への連絡体制を整備、確認いただきますよう、お願いいたします。

### 記

#### 1. 今後の海外渡航について

- (1) 新型インフルエンザの蔓延国（※1）への学生、教職員の渡航については、強く自粛を求めます。
- (2) 上記（1）以外の国で新型インフルエンザ発生国（疑いのある国を含む。）（※2）への学生、教職員の渡航についても、延期又は自粛を求めます。

#### 2. 新型インフルエンザの蔓延国から帰国（入国）した場合

- (1) 帰国日を含め以後4日間は、感染防止措置（うがい、手洗い、マスクの着用。以下同じ。）及び自宅待機（教職員は就業規則に基づく就業禁止）するとともに、別紙様式による問診票（※3）に健康状況を記入いただき、症状が2つ以上ある場合、又は、37.5℃以上の発熱がある場合は、部局事務を通じて保健管理センターへ連絡願います。
- (2) 発熱等の症状がある場合は、4日間を超えて上記の対応を求めます。
- (3) 発生していない国からの帰国時に、乗り換え・乗り継ぎ等により蔓延国を経由して帰国した場合で、滞在が一時的（最大24時間まで）であれば、帰国後の自宅待機（就業禁止）の対象とはしません。
- (4) 蔓延国からの入国者（外国人の研究者、留学生等）についても、上記（1）～（3）と同様の取扱いとします。
- (5) 上記（1）及び（4）にかかわらず、やむを得ない事情により、蔓延国から帰国（入国）後4日以内に登校、就業、講演等する必要がある場合は、原則として以下により登校、就業、講演等を可能とします。
  - ①登校、就業、講演等しようとする方（外国人の研究者等にあつては、受入教員等）は、該当日の前日までに（複数日にわたる場合はその都度）問診票を記入のうえ部局事務に連絡する。（電子メール、ファックス等）
  - ②部局事務は、保健管理センターへ問診票をファックス（753-2424）により提出する。
  - ③保健管理センターは、登校、就業、講演等の可否について判断を行い、当該部局事務に回答する。
  - ④部局事務は、当該者又は受入教員等に上記③の内容を連絡する。

#### 3. 新型インフルエンザの発生国及び発生の疑いのある国から帰国（入国）した場合

帰国後の自宅待機（就業禁止）の対象とはしません。

なお、問診票に健康状況を記入いただき、症状が2つ以上ある場合、又は、37.5℃以上の発熱がある場合は、部局事務を通じて保健管理センターへ連絡願います。

#### 4. 新型インフルエンザの発生国及び発生の疑いのある国に滞在中の場合

- (1) 現時点において、滞在中の学生、教職員に対し、大学として帰国要請等はありません。
- (2) 滞在中の学生、教職員は、外務省、現地日本大使館等からの情報・指示に従うほか、感染予防の措置（うがい、手洗い、マスクの着用）を行うとともに、感染する可能性が高い危険な地域へ近寄らないよう留意することを求めます。

#### 5. その他

体調等について、部局事務と緊密に連絡を取り合うとともに、体調に変化がある場合は保健管理センターに連絡のうえ、その指示に従ってください。

なお、心配な症状があれば、直接、「かかりつけ医」等の医療機関に受診せず、まず保健管理センターへご連絡ください。

また、休日・時間外等で保健管理センターと連絡が取れない場合は、最寄りの保健所又は京都市等の「発熱相談センター」に相談してください。

#### 《体調不良等に関する問い合わせ先》

- ・保健管理センター（平日の8:30～17:15）

吉田地区：2405      桂地区：7308      宇治地区：4381      熊取地区：2308

- ・その他、本件に関する問い合わせは、以下に連絡してください。

京都大学総務部リスク管理担当：（075）753-2226

- ・京都市各保健所（平日 月～金曜日 午前8時30分～午後5時）

一覧：<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000003200.html>

- ・京都市保健衛生推進室「発熱相談センター」222-3421（土日祝日含め24時間対応）

#### ※1 ◇5月5日午後2時現在、厚生労働省が蔓延している国又は地域と定めている国又は地域（3か国）

メキシコ、アメリカ（本土）、カナダ

今後の新たな蔓延国については、厚生労働省のホームページを参照してください。

（インフルエンザ最新情報）<http://www-bm.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/index.html>

#### ※2 ◇5月11日午前9時現在の発生国及び地域（27か国・地域）

（メキシコ、米国、カナダ、及び日本を除く。）

スペイン、ニュージーランド、イスラエル、英国、ドイツ、オーストリア、オランダ、スイス、デンマーク、香港、フランス、韓国、コスタリカ、イタリア、アイルランド、コロンビア、エルサルバドル、ポルトガル、グアテマラ、スウェーデン、ポーランド、ブラジル、アルゼンチン、パナマ、オーストラリア、ノルウェー、中国

◇5月11日午前9時現在の感染の疑いのある国（報道含む。16か国）

インド、タイ、中国、フィリピン、コソボ、チェコ、ルーマニア、ブルガリア、チリ、ニカラグア、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、ベナン

今後の新たな発生国等については、外務省のホームページを参照してください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

#### ※3 問診票について

「問診票1」については、帰国（入国）日の前までの状態を、「問診票2」については、帰国（入国）日以降の状態を記入してください。なお、症状が2つ以上ある場合、又は、37.5℃以上の発熱がある場合は、部局事務を通じて保健管理センターへ連絡願います。

おって、外国人の研究者等については、受入教員等の連絡先を<Host information>欄に記入してください。